

奈良県告示第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十三年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 山本 悅雄

北葛城郡広陵町大字大塚七三三

乾 康二

七二五

安川 泰武

七一九一二

西川 博之

六二九

塙本 吉則

六九六

鶴谷 利彦

九六三一一

岡本 成由

四六二

乾 敏之

四七九

坂野 正

四六一

吉川 浩一

一六二三

後藤 靖英

七四〇

乾 善弘

六二二一一

遠田 保雄

四五二

上村 敏彦

四九六

坂野 元哉

四七九

坂野 正

四〇二一一

岡本 成由

一六二三

乾 敏之

四六二

山本 悅雄

七三三

乾 康二

七二五

小原 安夫

七三五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

北葛城郡広陵町大字大塚四九六

理事 上村 敏彦

四九六

坂野 元哉

四七九

坂野 正

四〇二一一

岡本 成由

一六二三

乾 敏之

四六二

山本 悅雄

七三三

乾 康二

七二五

〃 〃 〃 監事 〃 〃

遠田 雛谷 乾 善弘 安川 塚本 西川
保雄 利彦 泰武 吉則 博之

〃 〃 〃 〃 〃 〃

四五二 九六三一 六二二十一 七一九 六九六 六二九